

日本脊椎脊髄病学会指導医制度委員会 審査会・委員会 議事録

日 時 平成 27 年 12 月 4 日 10 時～15 時
場 所 パレスサイドビルマイナビルーム 2F-Y
出 席 者 橋本 友幸(理事)、笠井 裕一(委員長)、市村 正一、伊東 学、尾形 直則、
佐藤 公昭、竹林 庸雄、中村 博亮、波呂 浩孝
欠 席 者 千葉 一裕

審査会

新規申請者 64 名、継続申請者 568 名(うち名誉指導医申請者 15 名 猶予申請者 22 名)の審査が行われた。その結果、新規申請者では、不合格者 1 名、再審査 5 名、継続申請者では、不合格者 6 名、再審査 10 名であり、その再審査の 15 名については、委員長の笠井が全てチェックして、合否認定をすることになった。

委員会

<報告事項>

1. 新規申請者の締め切りは 9 月末にしてから、審査に余裕が生まれている。
2. 申請者が評議員に直接連絡するようにしてから、評価 C は減っている。
3. 今年の医療安全・感染防止対策・倫理等に関する研修単位取得のための指導医イブニングセミナーでは、受講証明書の発行が事務局から後日郵送する方法で行われたが、特にトラブルはなかった。
4. 受講証明書をコピー可から原本のみ可としたが、トラブルはなかった。
5. 学会抄録の誤植によって問題が生じた申請者 1 名への対応としては、この申請者が来年に安全医療の単位を取得したことを確認した時点で認定証を郵送することになった。
6. 一般から専門会員への変更手続きについては、事務局で問題なく行われている。

<審議事項>

1. 審査会にて問題となった申請者の検討
PELD や BKP の症例数が異常に多かった 3 人に対して、議論がなされた。PELD と BKP は、いずれも経皮的小手術に含まれるが、PELD は専門性が高い手術であるため、PELD が多い更新者は、委員会審議で合格として良いのではないか、という意見が出された。今後も、専門性の高い新しい手術が出てきた際には、委員会で個別に対応すべきだという議論がなされた。
2. 作成した Q and A について
委員全員で、12 月末までに詳細にチェックすることが確認された。
3. 申請書類の記入上の注意の変更について
これも、委員全員でチェックすることが確認された。

特に、経皮的小手術の部分での、BKPとPELDについての記述を考えるべきである。名誉指導医の規程には、2回指導医を更新した人という項目を入れるべきであるという意見が出された。

4. 猶予後の指導医の認定期間について

現行では、2年猶予すると指導医の認定期間が3年しかないが、猶予しても、認定期間を5年間にすべきであるという意見が多く出された。そこで、これが可能であるか、事務局と相談することになった。

5. 今年の更新者700人のうち、150人が7月末に提出しなかったことに対して、連絡方法に問題があったかどうか議論されたが、現行通り、3月のみに更新者に連絡する方法で良い、という意見が多く出された。

6. 病院を変えれば症例を稼げるので猶予して欲しい、という問い合わせに対しては、猶予の要件が、病気、留学、大震災であるため猶予はできない、という結論になった。

7. 延長期間中の指導医資格について

以下の指導医規程が改定されていない可能性があるため、定款等検討委員会に確認することになった。

(なお後日に、定款等検討委員会にて、この事案が承認されていることが確かめられたため、指導医規程を下記のように改訂されることになった。)

【現行の指導医規程】

提出された猶予申立書に記載されている事情が正当なものであると認められるときは、理事会は、当該指導医に対し、2年間に限って資格の継続を認めることができる。

【改定される指導医規程】

提出された猶予申立書に記載されている事情が正当なものであると認められるときは、理事会は、当該指導医に対し、資格継続の更新に関して2年間の延長を認めることができる。ただし、その延長期間の指導医としての資格は(原則として)認めない。